



山形県公報

令和6年4月1日(月)

号 外 (8)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) …… 1
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 9
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) ……10
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則…………… (同) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……同
- 山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……16
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (同) ……17
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……18
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) ……同

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、「金谷寮」を「女性自立サポートハウス」に、

- | | |
|----------------|--------------------|
| 「第1款 農林大学校 | 「第1款 東北農林専門職大学 |
| 第2款 農業総合研究センター | 第2款 農林大学校 |
| 第3款 病虫害防除所 | 第3款 農業総合研究センター |
| 第4款 水産研究所 | を 第4款 病虫害防除所 に改める。 |
| 第5款 内水面水産研究所 | 第5款 水産研究所 |
| 第6款 森林研究研修センター | 第6款 内水面水産研究所 |
| | 第7款 森林研究研修センター |

第9条第1項の表総務部の項中「県政広報担当」を「県政広報係」に、「総務調整担当」を「総務調整係」に、「企画人材担当」を「企画人材係」に、「資金制度係」を「予算第四係」に、「文書・情報公開担当」を「文書・情報公開係」に、「課税担当」を「課税係」に改め、同表みらい企画創造部の項中「企画担当」を「重要プロジェクト推進担当、企画担当」に、「予算担当、行政係」を「予算係、行政係」に、「沿線活性化・生活交通担当」を「生活交通・物流対策担当、沿線活性化担当」に、「政策統計担当」を「政策統計係」に改め、同表防災くらし安心部の項中「防災担当」を「防災係」に改め、同表しあわせ子育て応援部の項中「児童養護担当」を「児童養護係」に改め、同表健康福祉部の項中「、新型コロナ対策企画担当」を削り、

医療政策課	医務企画担当、地域医療対策担当
地域医療支援課	地域医療支援担当

を

医療政策課	医務企画係、地域医療対策担当、医師・看護師確保対策担当、西村山医療体制企画担当
-------	---

に、「地域福祉・人権擁護担当」を「地域福祉担当」に改め、同表産業労働部の項中「ものづくり振興担当、産業技術振興担当、科学技術振興担当」を「ものづくりイノベーション担当、産業科学技術政策担当」に、「金融担当、経営支援担当」を「金融係、経営支援係」に、

県産品流通戦略課

を

県産品・貿易振興課

に改め、同表観光文化スポーツ部の項を次のように改める。

観光文化スポーツ部	観光交流拡大課	庶務係、企画調整担当、観光振興係、観光プロモーション担当
	県民文化芸術振興課	文化振興担当、日本遺産担当
	スポーツ振興課	スポーツ企画担当、プロスポーツ振興担当、地域スポーツ振興担当

第9条第1項の表農林水産部の項中「、フルーツ・ステーション推進担当」を削り、「金融担当」を「働き手確保対策担当、金融担当」に、

県産米・農産物ブランド推進課	美味しい山形戦略担当、輸出推進・Web販売支援担当、県産米ブランド戦略担当、米粉・食品開発担当
----------------	---

を

農産物販路開拓・輸出推進課	販路開拓・食ビジネス推進担当、農産物流通販売推進担当、輸出推進担当、県産米ブランド戦略担当、米粉・食品産業支援担当
---------------	---

に、「野菜花き振興担当」を「野菜花き振興係」に、「畜産振興担当」を「畜産振興係」に、「予算担当、計画・スマート農業基盤担当」を「予算係、計画・スマート農業基盤担当」に、「設計・システム管理担当」を「農業基盤DX担当」に、

森林ノミクス推進課	予算担当、林政企画担当、森林利用・林工連携担当、林産振興担当、森林経営管理担当、森林整備・再造林推進担当、森林保全担当
専門職大学整備推進課	企画整備担当、教務学生担当

を

森林ノミクス推進課	予算担当、林政企画担当、森林利用・林工連携担当、林産振興担当、森林経営管理担当、森林整備・再造林推進担当、森林保全担当
-----------	---

に改め、同表県土整備部の項中「予算担当」を「予算第一係、予算第二係」に、「建設業振興・建設DX推進担当」を「建設業振興担当」に、「技術指導担当」を「技術指導担当、建設DX推進担当」に、「用地担当」を「用地係」に、「安心居住推進担当、住まいづくり支援担当」を「住宅対策担当」に改め、同条第2項の表中

米沢トンネル（仮称）事業化・鉄道駅周辺開発推進室	米沢トンネル（仮称）事業化担当、鉄道駅周辺開発推進担当
--------------------------	-----------------------------

を

米沢トンネル （仮称）事業化 ・整備等推進室	
------------------------------	--

に、

観光復活推進課	精神文化・観光プロモーション室	
	インバウンド推進室	
文化スポーツ振興課	県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室	

を

観光交流拡大課	国際観光推進室	
	観光魅力創造室	
県民文化芸術振興課	県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室	
	博物館・文化財保存活用室	博物館・文化財活用担当、文化財保存係
スポーツ振興課	競技力向上・アスリート育成室	競技力向上担当、アスリート育成担当

に改める。

第11条第2項の表中「決算国費担当」を「決算国費係」に改める。

第12条第8号ニを次のように改める。

ニ スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

第14条第2項中「米沢トンネル（仮称）事業化・鉄道駅周辺開発推進室」を「米沢トンネル（仮称）事業化・整備等推進室」に改める。

第15条の2第3号リ中「女性相談センター及び金谷寮」を「女性相談支援センター及び女性自立サポートハウス」に改める。

第16条第1項第2号ロ中「地域医療支援課」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第1項第4号中「県産品流通戦略課」を「県産品・貿易振興課」に改める。

第17条の2第1項第1号中「観光復活推進課」を「観光交流拡大課」に改め、同号中ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 観光の魅力の創出に関する事

第17条の2第1項第2号中「文化スポーツ振興課」を「県民文化芸術振興課」に改め、同号中ハ及びニを削り、ホをハとし、同号に次のように加える。

ニ 文化財に関する事

ホ 「山形の宝」育成に関する事

ヘ 銃砲刀剣類の登録に関する事

ト 博物館の管理に関する事

チ うきたむ風土記の丘考古資料館の管理に関する事

リ ユネスコ活動に関する事

第17条の2第1項第3号を次のように改める。

(3) スポーツ振興課

イ スポーツ振興に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事

ロ 生涯スポーツの振興に関する事

ハ 県体育施設の管理に関する事

- ニ プロスポーツの支援に関すること
- ホ スポーツを通じた地域活性化に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- へ 競技力の向上及びアスリートの育成に関すること
- ト スポーツ推進審議会に関すること

第17条の2第2項を次のように改める。

- 2 観光交流拡大課の分掌事務のうち前項第1号ヲからヨまでに掲げる事務は国際観光推進室で、同号タに掲げる事務は観光魅力創造室で、県民文化芸術振興課の分掌事務のうち同項第2号ハに掲げる事務は県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室で、同号ニに掲げる事務（日本遺産に係るものを除く。）及び同号ホからチまでに掲げる事務は博物館・文化財保存活用室で、スポーツ振興課の分掌事務のうち同項第3号へに掲げる事務は競技力向上・アスリート育成室で所掌する。

第18条第1項第1号ト中「、県産米・農産物ブランド推進課及び専門職大学整備推進課」を「及び農産物販路開拓・輸出推進課」に改め、同号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、同号チ中「（人事及び服務に関することに限る。）」を削り、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 東北農林専門職大学に関すること

第18条第1項第3号中「県産米・農産物ブランド推進課」を「農産物販路開拓・輸出推進課」に改め、同項第11号を削る。

第19条第1項第4号ホ中「文化スポーツ振興課」を「県民文化芸術振興課」に改め、同項第8号ト中「緊急治水対策」を「流域治水対策」に改め、同号チ中「、下水道課」を削る。

第35条第1号中リを削り、ヌをリとし、ルからムまでをヌからラまでとする。

第59条の2中「女性相談センター、金谷寮」を「女性相談支援センター、女性自立サポートハウス」に改める。

「第5款 女性相談センター」を「第5款 女性相談支援センター」に改める。

第59条の13を次のように改める。

（設置）

第59条の13 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターとして、山形県女性相談支援センターを山形市に置く。

第59条の14中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同条中第1号から第3号までを削り、第4号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する問題の相談に関すること
- (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号及び第4号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護に関すること
- (3) 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関すること
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援情報の提供及び助言並びに関係機関との連絡調整に関すること

「第6款 金谷寮」を「第6款 女性自立サポートハウス」に改める。

第59条の15中「山形県婦人保護施設金谷寮条例」を「山形県女性自立支援施設条例」に、「金谷寮の」を「女性自立支援施設の」に改め、「同条例の定めるところにより」を削り、同条の表中

山形県婦人保護 施設金谷寮	を	山形県女性自立 サポートハウス	に改める。
------------------	---	--------------------	-------

第59条の16を次のように改める。

（所務）

第59条の16 女性自立サポートハウスは、困難な問題を抱える女性の入所及び自立促進に必要な援助に関する事務を処理する。

第85条第1号中「又は通所」を削り、「及び独立自活のため」を「並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活」に、「指導」を「習得のための支援」に改め、同条第2号中「難聴幼児の訓練指導」を「障がい児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）の治療並びに日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援並びに家族その他の関係者に対する必要な援助」に改める。

第87条第2項中「第85条第1号」を「第85条第2号」に改め、「（通所によるものに限る。）」を削る。

第3章第7節中第6款を第7款とし、第5款を第6款とする。

第158条中「海洋資源調査部」を「スマート漁業推進部」に改める。

第3章第7節中第4款を第5款とし、第3款を第4款とする。

第149条の表中「食の安全環境部」を「みどりの食料安全部」に改める。

第151条第3号中「食の安全環境部」を「みどりの食料安全部」に改める。

第3章第7節中第2款を第3款とする。

第145条を次のように改める。

(所務)

第145条 農林大学校は、農林業を担う優れた人材及び農山村地域において指導的役割を担う者の養成に関する事務を処理する。

第145条を第145条の2とする。

第144条中「山形県立農林大学校条例」を「東北農林専門職大学附属農林大学校条例」に、「農林大学校の」を「東北農林専門職大学附属農林大学校の」に改め、「同条例の定めるところにより」を削り、同条の表中

「山形県立農林大学校」を「農林大学校」に改め、同条を第145条とする。

第146条第1項中「事務局を置き、事務局に」を削り、同条第2項の表中「野菜経営学科、花き経営学科」を

「野菜・花き経営学科」に、

養成部
研修部

を

養成部

に改める。

第3章第7節中第1款を第2款とし、同款の前に次の1款を加える。

第1款 東北農林専門職大学

(名称及び位置)

第144条 東北農林専門職大学条例（令和5年10月県条例第30号）により置かれた東北農林専門職大学の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
東北農林専門職大学	新庄市

(所務)

第144条の2 東北農林専門職大学は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 優れた技術と経営力、国際競争力を身に付け、農林業のリーダーとなる人材を育成するための専門的学芸の教授研究に関すること
- (2) 農林業者等の研修に関すること

(内部組織)

第144条の3 東北農林専門職大学に事務局を置き、事務局に次の表の左欄に掲げる課並びに同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

課名	係・担当名
総務企画課	庶務係、企画担当
教務学生課	

- 2 東北農林専門職大学に学生部並びに附属図書館及びキャリアサポート・研修センターを置く。
- 3 東北農林専門職大学に次の表の左欄に掲げる学部を置き、当該学部と同表の右欄に掲げる学科を置く。

学部名	学科名
農林業経営学部	農業経営学科、森林業経営学科

第199条の表中

医療政策課
地域医療支援課

 を

医療政策課

 に、

山形県観光審議会	観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	観光復活推進課	を
山形県文化財保護審議会	知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議すること	博物館・文化財活用課	
山形県立博物館協議会	博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること		

山形県観光審議会	観光に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	観光交流拡大課	に改める。
山形県文化財保護審議会	知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議すること	県民文化芸術振興課	
山形県立博物館協議会	博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べること		
山形県スポーツ推進審議会	知事の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議すること	スポーツ振興課	

第200条第1項の表中

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。	を
専門職大学整備推進監	農林水産部	上司の命を受けて専門職大学に関する事務を掌理する。	

医療統括監	健康福祉部	上司の命を受けて医療の課題に関する事務を掌理する。	に、
-------	-------	---------------------------	----

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。	を
----	--------	------------------------------	---

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。	に改め、同条第2項の表中
重要プロジェクト等推進監	みらい企画創造部	部長を補佐し、部の重要事項を整理する。	
総合発展計画・DX推進監			

主任専門検査員	上司の命を受けて高度の検査業務を処理する。		を
---------	-----------------------	--	---

シニア専門 員	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、及び特定事項を処理する。
主任専門 検査員	上司の命を受けて高度の検査業務を処理する。

に、

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
----	--------------------

を

シニア主査	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、及び担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
シニア主任	上司の命を受けて知識経験に基づき担当事務を処理する。

に改め、同条第3項の表中

技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
-----	-----------------------------------

を

技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
シニア主任 技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は知識経験に基づき、技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。

に、「技能長若しくは」を

「技能長、シニア主任技能員若しくは」に、

施設技能員	
-------	--

を

施設技能員	
シニア技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務に従事する。

に改める。

第201条第1項の表所長の項中「、校長又は寮長」を「又は校長」に改め、同表中

園長	朝日学園、最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	------------------------	-----------------------------------

を

園長	朝日学園、最上学園、やまなみ学園及び鳥海学園	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
学長	東北農林専門職大学	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に、

寮長	金谷寮	上司の命を受けて出先機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	-----	-----------------------------------

分所長	総合支庁の分所	上司の命を受けて分所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	---------	---------------------------------

を

分所長	総合支庁の分所	上司の命を受けて分所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	---------	---------------------------------

に改め、同表副所長の項中「女性相談セ

ンター」を「女性相談支援センター」に改め、同表中

医療監	総合支庁保健福祉環境部	上司の命を受けて保健行政に関する事務を掌理する。
-----	-------------	--------------------------

を

学部長	東北農林専門職大学	上司の命を受けて学部の事務を掌理する。
学科長		上司の命を受けて学科の事務を掌理する。
医療監	総合支庁保健福祉環境部	上司の命を受けて保健行政に関する事務を掌理する。

に改め、同表事務局長の項中「農林大学

校」を「東北農林専門職大学」に改め、同表中

事務局次長	産業技術短期大学校の事務局	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
-------	---------------	-----------------------

を

事務局次長	産業技術短期大学校及び東北農林専門職大学の事務局	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。
学生部長		上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。
図書館長		上司の命を受けて図書館に関する事務を掌理する。
センター長		上司の命を受けてキャリアサポート・研修センターに関する事務を掌理する。

に改め、同条第2項の表中

教授	上司の命を受けて担当の教務を処理する。
准教授	上司の命を受けて担当の教務を処理する。

を

教授	東北農林専門職大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、東北農林専門職大学以外の出先機関に置くものにあつては上司の命を受けて担当の教務を処理する。
准教授	東北農林専門職大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、東北農林専門職大学以外の出先機関に置くものにあつては上司の命を受けて担当の教務を処理する。

に、

指導員	上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。
-----	------------------------

講師	
----	--

を

指導員	上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。
-----	------------------------

講師	東北農林専門職大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、東北農林専門職大学以外の出先機関に置くものにあつては上司の命を受けて担当する指導業務に従事する。
----	---

に、

防除員	上司の命を受けて病害虫防除業務に従事する。
-----	-----------------------

を

主任防除員	上司の命を受けて高度の病害虫防除業務に従事する。
-------	--------------------------

に改める。

防除員	上司の命を受けて病害虫防除業務に従事する。
-----	-----------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)

2 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に掲げる場所」を「産業労働部商業振興・経営支援課」に改め、同項各号を削る。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第44号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、同条に次の1号を加える。

(13) 観光文化スポーツ部スポーツ振興課において処理するスポーツの競技力向上に関する事務

別表第4項を削り、同表第5項中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第6項中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第7項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第8項中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第9項中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改め、同項を同表第8項とし、同表第10項中「第2条第10号」を「第2条第9号」に改め、同項を同表第9項とし、同表第11項中「第2条第11号」を「第2条第10号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とし、同表第13項中「第2条第13号」を「第2条第12号」に改め、同項を同表第12項とし、同表第14項を削り、同表に次の1項を加える。

13 第2条第13号の事務

地 域 の 区 分	駐 在 場 所
県内全域	山形市松山二丁目11番30号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「、同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削る。

第6条（見出しを含む。）中「金谷寮長」を「女性自立サポートハウス所長」に改め、同条第1号中「山形県婦人保護施設金谷寮条例」を「山形県女性自立支援施設条例」に改め、同号イ中「入寮」を「入所」に改め、同号ロ中「退寮処分」を「退所処分」に改める。

第18条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第46号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

（1）局長及び参事

（地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

（1）局長及び参事

第2条第4号中「医事相談課長」を「医事相談課長、医事経営企画課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第5号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「その」を「、シニア専門員が担当する事務についてはシニア専門員がその」に改め、同条第5項中「その」を「、シニア主査が担当する事務についてはシニア主査がその」に改める。

第13条第3項中「及び産業技術短期大学校庄内校」を「、産業技術短期大学校庄内校及び東北農林専門職大学」に改める。

特定都市河川浸水被害対策法に関すること。	1	第3条第4項及び第5項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による特定都市河川等の指定に関すること。	
	2	第4条第1項の規定による流域水害対策計画の策定に関すること。	
	3	第8条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の整備に関すること。	
	4	第11条第1項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関すること。	
	5	第14条第1項の規定による雨水貯留浸透施設整備計画の変更に関すること。	
	6	第19条第1項の規定による管理協定の締結等に関すること。	
	7	第26条の規定による地位の承継の承認に関すること。	
	8	第27条の規定による改善命令に関すること。	
	9	第28条第1項の規定による計画の認定の取消しに関すること。	
	10	第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可に関すること。	

	11 第37条第1項の規定による変更の許可等に関する事。	
	12 第38条第3項の規定による標識の設置等に関する事。	
	13 第39条第1項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可に関する事。	
	14 第41条第1項の規定による監督処分に関する事。	に改める。
	15 第44条第1項の規定による保全調整池の指定等に関する事。	
	16 第45条第1項の規定による標識の設置等に関する事。	
	17 第46条第4項の規定による助言又は勧告に関する事。	
	18 第48条第1項の規定による管理協定の締結等に関する事。	
	19 第53条第1項の規定による貯留機能保全区域の指定等に関する事。	
	20 第54条第1項の規定による標識の設置等に関する事。	
	21 第55条第3項の規定による助言又は勧告に関する事。	

	22 第56条第1項の規定による浸水被害防止区域の指定等に関すること。	
	23 第56条第10項の規定による浸水被害防止区域の全部又は一部の指定の解除に関すること。	
	24 第57条第1項の規定による特定開発行為の許可等に関すること。	
	25 第62条第1項の規定による変更の許可等に関すること。	
	26 第66条の規定による特定建築行為の許可等に関すること。	
	27 第71条第1項の規定による変更の許可等に関すること。	
	28 第73条第1項の規定による監督処分に関すること。	
	29 第76条第1項の規定による移転等の勧告に関すること。	

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること（村山総合支庁及び最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第14項及び同部の項地域保健福祉課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第14項中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改め、同部の項子ども家庭支援課の項中

保育所運営負担金に関すること。	1 保育所運営負担金の加算の認定等に関すること。	
-----------------	--------------------------	--

を

「子どものための教育・保育給付費に関すること。」		1 子どものための教育・保育給付費の加算の認定等に関すること。」	
--------------------------	--	----------------------------------	--

に改め、同部の項環境課の項山

形県立自然公園条例に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第4項中「第10条の3第1項及び第2項」を「第10条の3第1項から第3項まで」に改め、同表産業経済部の項地域産業経済課の項中貸金業法に関すること。の項を削り、同表建設部の項建築課の項中宅地造成等規制法に関すること。の項を削り、同課の項都市の低炭素化の促進に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同課の項中

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること。」

を

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関すること。」

に改める。

別表第4第2号中「及び産業技術短期大学校庄内校」を「、産業技術短期大学校庄内校及び東北農林専門職大学」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号の次に次の1号を加える。

(2) 東北農林専門職大学

決 裁 区 分	
学長専決事項	事務局長専決事項
1 旅行命令及び復命に関すること。	1 学長専決事項の欄第1項及び第3項に掲げる事項のうち所属職員に係るものに関すること。
2 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	
3 時間外勤務命令、休日勤務命令及び宿日直勤務命令に関すること。	
4 時間外勤務代休時間の指定に関すること。	
5 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関すること。	
6 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関すること。	
7 休日の代休日の指定に関すること。	
8 休暇の承認に関すること。	
9 職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認（営利企業等従事の許可、職員団体の業務に専ら従事することの許可及び団体役員就任の承認を除く。）に関すること。	
10 育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。	
11 修学部分休業に係る承認に関すること。	

12 高齢者部分休業及び休業時間の延長に係る承認に関すること。	
13 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。	
14 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。	
15 勤務に係る事実証明に関すること。	
16 所属職員の事務分担の決定及び変更に関すること。	
17 旅行依頼に関すること。	
18 所管事務及び事業に係る通知又は照復に関すること。	
19 公文書の開示等に係る決定、決定の通知等に関すること。	
20 債務負担行為に係る賃貸借契約に関すること。	

別表第5中

農林大学校	教務に関する事務	副校長	教授	
	その他の事務	事務局長	総務課長	

を

東北農林専門職大学	教務に関する事務	知事の承認を得て学長が指定する職員		
	その他の事務	事務局長	事務局次長	主務課長
農林大学校	教務に関する事務	副校長	教授	
	その他の事務	総務課長	総務専門員 (庶務に関する事務に限る。)	

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「博物館・文化財活用課」 を 「県民文化芸術振興課」 に、

農林大学校	(1) 農林業実習及び農林業機械伝習に従事する技術職員	作業帽	1	2	を
		作業服	2	2	
		防寒衣	1	3	
		雨外とう	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	1	
	(2) 生活改善技術職員	作業白衣	1	2	
		作業服	1	3	
	(3) (1)及び(2)以外の技術職員	作業帽	1	2	
		作業服	1	3	
	(4) 研究技能員	作業帽	1	2	
		作業服	2	2	
		防寒衣	1	3	
		雨外とう	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	1	
		安全ぐつ	1	3	

東北農林専門職大学	(1) 農林業実習及び農林業機械伝習に従事する教育職員及び技術職員	作業帽	1	2	に改める。
		作業服	2	2	
		防寒衣	1	3	
		雨外とう	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	1	
	(2) 研究技能員	作業帽	1	2	
		作業服	2	2	
		防寒衣	1	3	
		雨外とう	1	2	
農林大学校	(1) 農林業実習及び農林業機械伝習に従事する技術職員	作業帽	1	2	
		作業服	2	2	
		防寒衣	1	3	
		雨外とう	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	1	
	(2) 生活改善技術職員	作業白衣	1	2	
		作業服	1	3	
	(3) (1)及び(2)以外の技術職員	作業帽	1	2	
	作業服	1	3		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第1条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「みらい企画創造部長、次長」を「みらい企画創造部長、重要プロジェクト等推進監、総合発展計画・DX推進監」に、「観光復活推進課長」を「観光交流拡大課長」に改め、「専門職大学整備推進監」及び「参事」を削る。

別表第4第2項中「農業総合研究センター、農林大学校」を「東北農林専門職大学、農林大学校、農業総合研究センター」に改める。

(農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正)

第2条 農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「県産品流通戦略課長」を「県産品・貿易振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「博物館」を「博物館、東北農林専門職大学」に、「東京事務所若しくは保健所」を「若しくは東京事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山形県職員服務規程の一部改正)

2 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「博物館」を「博物館、東北農林専門職大学」に、「東京事務所若しくは保健所」を「若しくは東京事務所」に改める。

山形県訓令第9号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県産業構造審議会の項充てる職の欄及び山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「観光文化スポーツ部観光復活推進課長」を「観光文化スポーツ部観光交流拡大課長」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「主事」を削る。

別表第1の2危機管理員の項充てる職の欄中「次長」を「みらい企画創造部を除き、次長」に改める。

別表第2村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

「農業総合研究センター園芸農業研究所総務主査」	を	「農業総合研究センター園芸農業研究所シニア専門員」	に、	「主任主査」	農業総合研究センター園芸農業研究所主任主査	を
-------------------------	---	---------------------------	----	--------	-----------------------	---

主任主査	農業総合研究センター園芸農業研究所主任主査
技能長	農業総合研究センター園芸農業研究所技能長
主任技能員	農業総合研究センター園芸農業研究所主任技能員
研究技能員	農業総合研究センター園芸農業研究所研究技能員

に改め、同表最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項

農林大学校事務局長	東北農林専門職大学事務局次長
農林大学校総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員
農林大学校総務主査	東北農林専門職大学総務主査
農林大学校主査	東北農林専門職大学主査
農林大学校主事	東北農林専門職大学主事

に改め、同表福祉相談センターの項中

課長補佐（置賜担当）	置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐（保健支援を担当するものに限る。）	シニア専門員（置賜担当）	置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課シニア専門員
------------	--	--------------	-----------------------------

に改め、同表庄内児童相談所の

項を次のように改める。

庄内児童相談所	栄養主査	鶴岡乳児院栄養主査
	副主任技能員	鶴岡乳児院副主任技能員
	調理技能員	鶴岡乳児院調理技能員

別表第2中 「女性相談センター」 を 「女性相談支援センター」 に、

金谷寮	寮長	を	女性自立サポートハウス	所長	に改め、同表庄内職業
-----	----	---	-------------	----	------------

能力開発センターの項の次に次のように加える。

農林大学校	総務課長	東北農林専門職大学事務局次長
-------	------	----------------

総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員
総務主査	東北農林専門職大学総務主査
庶務係長	東北農林専門職大学総務主査
主査	東北農林専門職大学主査
主事	東北農林専門職大学主事
技能長	東北農林専門職大学技能長
主任技能員	東北農林専門職大学主任技能員
副主任技能員	東北農林専門職大学副主任技能員
研究技能員	東北農林専門職大学研究技能員

別表第2 農業総合研究センター畜産研究所の項中

農林大学校事務局 長
農林大学校総務専 門員
農林大学校総務主 査
農林大学校主査
農林大学校主事

を

東北農林専門職大 学事務局次長
東北農林専門職大 学総務専門員
東北農林専門職大 学総務主査
東北農林専門職大 学主査
東北農林専門職大 学主事

に改め、同

表病害虫防除所の項中

総務専門員	農業総合研究セ ンター総務課長
-------	--------------------

を

シニア専門員	農業総合研究セ ンターシニア専 門員
--------	--------------------------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。